



## お知らせ 「平成18年分 公的年金等の 源泉徴収票」 が送付されます

国民年金・厚生年金保険および共济組合などから支給される老齢又は退職を支給事由とする年金は、所得税法上「雑所得」として取り扱われ、課税の対象となります。

社会保険業務センターでは、老齢年金の受給者全員に「公的年金等の源泉徴収票」を送付することとなっています(毎年1月下旬)。

この「源泉徴収票」には、平成18年中に支払われた年金の総額、年金から天引きされた介護保険料の金額、源泉徴収税額及び控除内容などが記載されています。

確定申告の際には、この「源泉徴収票」が必要ですので、大切に保管してください。

万が一紛失された場合は、お近くの社会保険事務所までご連絡ください。

なお、障害年金や遺族年金につきましては、課税の対象となっていないため「源泉徴収票」は発行されません。

## お知らせ 「20歳になったら 国民年金」

成人式を迎えられたみなさん、おめでとうございます。

20歳になるとみんな「国民年金」に加入しないといけないこと、ご存じですか? 「国民年金」は、老後はもちろん病気やケガなどで収入がとたえても、誰もが安心した生活を送れるように社会全体で支え合う制度です。

20歳になると、まず年金手帳と納付案内書が送られてきます。その年金手帳に記載された基礎年金番号は、年金を受給するときはもちろん、会社で就職するときなど一生涯使いますので、大切に保管し

てください。

「国民年金」は、学生の皆さまにも保険料の納付が義務付けられています。が、「学生納付特例制度」をご利用いただく、在学期間の保険料を社会人になってから納めることができます。

また、学生以外の20歳台の方には、本人及び配偶者の前年の所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」があります。

いずれの制度も、お住まいの市町村役場・国民年金担当窓口にて受け付けておりますので、保険料の納付が困難な場合はご相談ください。



## お知らせ 休日・時間外 年金相談のお知らせ (1月)

○年金相談の受付時間延長  
1月9日(火)は、県内4つの社会保険事務所、年金相談の受付時間を19時まで延長しております。

また、高知東社会保険事務所では、1月15日(月)・22日(月)・29日(月)につきましても年金相談の受付時間を19時まで延長しています。

○第2土曜日は年金相談日  
1月13日(土)は、県内4つの社会保険事務所、9時30分から16時まで年金相談を行っております。

通常より混雑も少ないです。ので、どうぞお気軽にご利用ください。

○年金相談の予約  
県内の社会保険事務所では、第2土曜日、時間外年金相談の日につきましては、1か月前から電話による予約を受け付けていますので、お気軽にご利用ください。

問い合わせ  
高知西社会保険事務所  
☎ 875-1717

## お知らせ 個人墓地設置・改葬 の際は保健所又は町 の許可が必要です

最近、保健所の許可なく個人墓地を設置する事案が増えています。が、設置の際には「墓地、埋葬等に関する法律」、「高知県墓地、埋葬等に関する法律施行条例」により、県知事(保健所)の許可を得なければなりません。

また、改葬(埋葬したお骨を他の墳墓に移すこと)の際にも町長の許可が必要となります。

個人墓地設置、改葬をお考えの方は、事前に環境課又は中央西福祉保健所へご相談ください。

問い合わせ  
環境課  
☎ 893-1160  
中央西福祉保健所  
☎ 0889-22-1286